

マイナポータルからのパスポートのオンライン申請の運用開始

令和 8 年 8 月 7 日

<ポイント>

○本年 8 月 25 日以降、国外転出者向けマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからパスポートのオンライン申請が可能となる予定です。

○マイナポータルからの申請方法の詳細については、8 月 25 日以降、外務省ウェブサイトに掲載予定の操作説明動画や、マイナポータルの操作マニュアルを御参照ください。

<本文>

1 マイナポータルからのパスポート申請の開始

本年 8 月 25 日午前 6 時(カンボジア時間)以降、国外転出者向けマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからパスポートのオンライン申請が可能となる予定です。

なお、オンライン在留届(ORR ネット)からのオンライン申請も引き続き御利用いただけます。

【御参考: デジタル庁ウェブサイト】

●マイナアプリについて

<https://services.digital.go.jp/mynaapp/news/20260728-01/>

●パスポート申請画面について

<https://services.digital.go.jp/mynaportal/news/838dad920929d56e68635/>

2 申請方法

マイナポータルからパスポートを申請される際は、事前にスマートフォンにマイナアプリ(8 月 25 日提供開始予定)をインストールの上、御利用ください。

マイナポータルからの申請方法の詳細については、8 月 25 日以降、外務省ウェブサイトに掲載予定の操作説明動画や、マイナポータルの操作マニュアルを御参照ください。

●外務省ウェブサイト:

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>

●マイナポータル操作マニュアルウェブサイト:

<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0225.html>

3 オンライン在留届(ORR ネット)との相違点

マイナポータル申請と従来の ORR ネット申請の主な相違点は次のとおりです。

(1)マイナポータルからパスポートを申請する場合は、「国外転出」と記載されたマイナンバーカードが必要です。

(2)マイナポータルからのパスポート申請では、戸籍情報がシステム連携により自動的に取得されるため、有効なパスポートをお持ちでない方や、氏名や本籍地等に変更があった方がパスポート申請する場合に、別途戸籍謄本や電子戸籍パスを御用意いただく必要はありません。(ただし、未成年者などのパスポート申請を法定代理人が代理提出する場合で、申請者と法定代理人の戸籍が異なる場合等は、電子戸籍パスが必要です。)

(3)マイナポータルからは、在外公館等でパスポートを受け取る場合のほか、一時帰国中に日本国内の旅券事務所でパスポートを受け取りたい場合にも、オンライン申請が可能です。

(4)マイナポータルから未成年者などのパスポート申請を法定代理人が代理提出する場合、法定代理人はマイナンバーカードを使って電子署名するため、別途署名画像をアップロードする必要はありません。

(なお、パスポートに記載する申請者の自署画像のアップロードは必要です。)